

○草津市議会議員政治倫理条例施行規則

平成20年9月30日

議会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、草津市議会議員政治倫理条例（平成20年草津市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民の審査等の請求)

第2条 条例第4条の規定により審査または調査（以下「審査等」という。）を請求しようとする者は、審査等請求書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の審査等請求書に添付する疑義を証する資料は、当該審査等の請求に係る事実を特定し、かつ、具体的な内容のものでなければならない。

3 条例第4条に規定する連署は、審査等請求署名簿（別記様式第2号）に、審査等請求書の写しを付して求めるものとする。

(審査等請求書の受理後の手続)

第3条 議長は、条例第4条の規定により市民から審査等請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査等の請求をした市民およびその代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めるものとする。

2 議長は、審査等の請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査等の請求を却下する。

(1) 審査等請求書に、市民にあつては有権者200人、議員にあつては4人以上の者の連署が添付されていないとき。

(2) 審査等の請求をすることができない対象について請求したものであるとき。

(3) 審査等請求書の記載事項に不備があるとき。

3 議長は、審査等の請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正することができるものであるときは、審査等の請求をした市民または議員の代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(審査等の結果の通知)

第4条 条例第5条第6項に規定する通知は、審査等結果通知書（別記様式第3号）により、同項の報告書の写しを添付して行うものとする。

(審査等の結果の公表)

第5条 議長は、条例第5条第6項の規定による審査等の結果の概要の公表は、草津市議会だよりおよび草津市議会ホームページへの掲載により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第7条第2項の規定による公表について準用する。

(資産等報告書の提出)

第6条 条例第6条の規定に基づき、審査会が議員に提出を求める資産等報告書(別記様式第4号)の内容は、次に掲げるもののうち審査会が指定するものとする。

(1) 資産等の内容

ア 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。))を含む。)にあっては、所在、面積および固定資産税の課税標準額ならびに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨

イ 建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権にあっては、当該権利の目的となっている土地の所在および面積ならびに相続により取得した場合は、その旨

ウ 建物にあっては、所在地、床面積および固定資産税の課税標準額ならびに相続により取得した場合は、その旨

エ 預金(当座預金および普通預金を除く。)および貯金(普通貯金を除く。)にあっては、預金および貯金の額

オ 有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項および第2項に規定する有価証券に限る。)にあっては、種類および種類ごとの額面金額の総額(株券にあっては、株式の銘柄、株数および額面金額の総額)

カ 自動車、船舶、航空機および美術工芸品(取得価格が100万円を超えるものに限る。)にあっては、種類および数量

キ ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)を有する場合にあっては、ゴルフ場の名称

ク 貸付金にあっては、貸付金の金額(生計を一にする親族に対するものを除く。)

ケ 借入金にあっては、借入金の金額(生計を一にする親族からのものを除く。)

(2) 所得等の内容

ア 前年分の所得について同年分の所得税が課せられる場合における当該所得に

係る次に掲げる金額（当該金額が１００万円を超える場合にあっては、当該金額およびその基因となった事実）

（ア） 総所得金額（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２条第２項に規定する総所得金額をいう。）および山林所得金額（同条第３項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第２条第１項第２２号に規定する各種所得の金額をいう。）

（イ） 租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）の規定により、所得税法第２２条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であって、議長が定めるもの

イ 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課せられる場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和２５年法律第７３号）第２１条の２に規定する贈与税の課税価格をいう。）

ウ 前年中における市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税および国民健康保険税をいう。）の納付額および未納額

（３） 関連会社等の内容 報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称および住所ならびに当該職名

２ 審査会は、議員の配偶者および扶養または同居の親族の資産等報告書も併せて提出を求めることができる。

３ 審査会は、資産等報告書の提出を求めるに当たっては、相当の期限を付することができる。

（条例第８条に規定する措置）

第７条 条例第８条に規定する措置は、次のとおりとする。

- （１） 文書による警告
- （２） 議会への出席の停止
- （３） 議員全員が出席する協議会における陳謝
- （４） 議長等の役職辞任勧告

（補佐人による議員の説明の補佐）

第8条 議員は、条例第9条に規定する説明会に補佐人を出席させて、説明を補佐させることができる。

2 議員は、補佐人を説明会に出席させようとするときは、あらかじめ書面で、その旨を議長に通知するものとする。

3 補佐人の資格は、書面で証明しなければならない。

(議長の議事整理権)

第9条 議長は、説明会の議事を整理し、説明会の場の秩序を保持し、説明会に関する事務を総括する。

2 説明会に出席した市民、議員または補佐人は、議長が前項の規定に基づいて行う指示に従わなければならない。

(兼業または兼職の届出義務等)

第10条 条例第11条第2項の規定による届出は、兼業・兼職届出書(別記様式第5号)により行うものとする。

2 条例第11条第3項の規定による閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 閲覧を行った者は、それによって得た情報を適正に使用するとともに、その情報を不正に使用してはならない。

4 前2項の規定は、条例第12条第2項の規定による閲覧について準用する。

(社会福祉法人等役員報告書)

第11条 条例第12条第1項の規定による届出は、社会福祉法人等役員届出書(別記様式第6号)により行うものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

付 則(平成20年12月24日議会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年8月8日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和３年３月２５日議会規則第１号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

付 則（令和８年８月６日議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第2条第1項関係)

年 月 日

審 査 等 請 求 書

草津市議会議長 様

請求者 住所  
(代表者) 氏名  
電話 ( )

草津市議会議員政治倫理条例第4条の規定に基づき、次のとおり審査等を請求します。

- 1 審査等を求める議員の氏名
- 2 審査等請求の対象となる事由の該当条項  
草津市議会議員政治倫理条例第 条第 項第 号違反
- 3 審査等請求の対象となる事由の内容

添付資料

- 1 審査等請求の対象となる事由を証する書面
- 2 審査等請求署名簿

様式第2号(第2条第3項関係)

審 査 等 請 求 署 名 簿

草津市議会議員政治倫理条例第4条の規定に基づく下記審査等請求の趣旨に賛同し、署名します。また、草津市議会議長が草津市選挙管理委員会に対し、署名した者が、草津市議会議員政治倫理条例第4条に規定する選挙権を有する市民（地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する者）であるかどうかの確認をすることに同意します。

| 署名年月日 | 住 所 | 氏 名 | 代筆をした場合（地方自治法第74条第8項および第9項に該当する場合のみ代筆を行うことができます。） |     |
|-------|-----|-----|---------------------------------------------------|-----|
|       |     |     | 代筆者の住所                                            | 氏 名 |
|       |     |     |                                                   |     |
|       |     |     |                                                   |     |
|       |     |     |                                                   |     |
|       |     |     |                                                   |     |
|       |     |     |                                                   |     |

※この審査等請求署名簿の様式は改変して使用しないこと。  
※この審査等請求署名簿の様式はA4サイズまたはA3サイズで印刷すること。

- 1 請求者の氏名（代表者）
- 2 審査等を求める議員の氏名
- 3 審査等請求の対象となる事由の該当条項  
草津市議会議員政治倫理条例第3条第1項第 号 違反
- 4 審査等請求の対象となる事由の概要
- 5 上記事実が政治倫理基準違反であると疑う事由

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

様

草津市議会議長

印

審 査 等 結 果 通 知 書

年 月 日付けで審査等請求のあった件について、草津市政治倫理審査会において審査等をした結果、次のとおりであったので通知します。

記

1 審査等請求内容

2 審査等結果

様式第4号(第6条第1項関係)

年 月 日

資 産 等 報 告 書

草津市議会議長 様

草津市議会議員

1 資産等の内容

1 土地

| 所 在 | 面積             | 固定資産税の課税標準額 | 摘 要 |
|-----|----------------|-------------|-----|
|     | m <sup>2</sup> | 円           |     |
|     |                |             |     |
|     |                |             |     |
|     |                |             |     |
|     |                |             |     |
|     |                |             |     |
|     |                |             |     |
|     |                |             |     |
|     |                |             |     |

備考

- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、「摘要」欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、「摘要」欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権

[illegible]

備考

- 共有の場合は、「摘要」欄にその持分を記入する。
- 相続により取得した場合は、「摘要」欄にその旨を記入する。

### 3 建物

| 所 在 地 | 床面積 | 固定資産税の<br>課税標準額 | 摘 要 |
|-------|-----|-----------------|-----|
|       | ㎡   | 円               |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |
|       |     |                 |     |

#### 備考

- 1 共有の場合は、「摘要」欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、「摘要」欄にその旨を記入する。

#### 4 預金・貯金

##### (1) 預金

|       |   |
|-------|---|
| 預金の総額 | 円 |
|-------|---|

備考 当座預金および普通預金を除く。

##### (2) 貯金

|       |   |
|-------|---|
| 貯金の総額 | 円 |
|-------|---|

備考 普通貯金を除く。

## 5 有價証券

| 種 類 | 額 面 金 額 の 総 額 |
|-----|---------------|
|     | 円             |
|     |               |
|     |               |
|     |               |
|     |               |

備考

「種類」欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託およびその他の別を記入し、その種類ごとの額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入すること。

[illegible]

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品  
(取得価格が100万円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

| 種 類 | 数 量 |
|-----|-----|
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

備考 「種類」欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車およびその他の別を記入する。

(2) 船舶

| 種 類 | 数 量 |
|-----|-----|
|     |     |
|     |     |

備考 「種類」欄には、汽船、帆船およびその他の別を記入する。

(3) 航空機

| 種 類 | 数 量 |
|-----|-----|
|     |     |
|     |     |

備考 「種類」欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機およびその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

| 種 類 | 数 量 |
|-----|-----|
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

備考 「種類」欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣およびその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡できるものに限る。)

ゴルフ場の名称

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

|        |   |
|--------|---|
| 貸付金の総額 | 円 |
|--------|---|

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

|        |   |
|--------|---|
| 借入金の総額 | 円 |
|--------|---|

## Ⅱ 所得等の内容

### 1 所得

|      |               | 所得金額 | 基因となった事実 |
|------|---------------|------|----------|
| 総合課税 | 事業所得          | 円    |          |
|      | 不動産所得         |      |          |
|      | 利子所得          |      |          |
|      | 配当所得          |      |          |
|      | 給与所得          |      |          |
|      | 雑所得           |      |          |
|      | 譲渡所得          |      |          |
|      | 一時所得          |      |          |
| 分離課税 | 土地等の事業・雑所得    |      |          |
|      | 短期譲渡所得        |      |          |
|      | 長期譲渡所得        |      |          |
|      | 株式等の事業・譲渡・雑所得 |      |          |
|      | 先物取引の事業・雑所得   |      |          |
| 山林所得 |               |      |          |

備考 基因となった事実の欄には、それぞれの所得が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

### 2 贈与により取得した財産

|           |   |
|-----------|---|
| 受贈財産の課税価額 | 円 |
|-----------|---|

### 3 市税の納付状況

|                  | 納付額 | 未納額 | 摘要 |
|------------------|-----|-----|----|
| 市民税              | 円   | 円   |    |
| 固定資産税<br>(都市計画税) |     |     |    |
| 軽自動車税            |     |     |    |
| 国民健康保険税          |     |     |    |

#### 備考

- 1 前年中に賦課された市税の納付額および未納額を記入する。
- 2 未納額は、納期限が到来していない分を除く。
- 3 市民税が県民税と区分できない場合は、市民税と県民税を合算した額を記入し、その旨を「摘要」欄に記入する。
- 4 固定資産税に都市計画税を含む場合は、その旨を「摘要」欄に記入する。

### Ⅲ 関連会社等の内容

| 会社その他の法人の名称 | 住 所 | 役員、顧問その他の職名 |
|-------------|-----|-------------|
|             |     |             |
|             |     |             |
|             |     |             |
|             |     |             |
|             |     |             |
|             |     |             |
|             |     |             |

#### 備考

- 1 4月1日現在の名称等を記入する。
- 2 会社その他の法人には、法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。

様式第5号(第10条第1項関係)

年 月 日

草津市議会議長 様

草津市議会議員

兼 業 ・ 兼 職 届 出 書

草津市議会議員政治倫理条例第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

| 企業名・団体名 | 所 在 地 | 役 職 | 備 考 |
|---------|-------|-----|-----|
|         |       |     |     |
|         |       |     |     |
|         |       |     |     |
|         |       |     |     |
|         |       |     |     |
|         |       |     |     |

備考 役職異動時は、「備考」欄に異動年月日と変更事項を記入する。

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

草津市議会議長 様

草津市議会議員

社会福祉法人等役員届出書

草津市議会議員政治倫理条例第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

| 法人名 | 所在地 | 役職 | 備考 |
|-----|-----|----|----|
|     |     |    |    |
|     |     |    |    |
|     |     |    |    |
|     |     |    |    |
|     |     |    |    |
|     |     |    |    |

備考 役職異動時は、「備考」欄に異動年月日と変更事項を記入する。

別記様式第1号（第2条第1項関係）

様式第2号（第2条第3項関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第6条第1項関係）

様式第5号（第10条第1項関係）

様式第6号（第11条関係）